

誓 約 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人大牟田市立病院 理事長殿

住所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、「地方独立行政法人大牟田市立病院反社会的勢力への対応に関する要綱」に基づき、業務委託等により反社会的勢力を利することとならないように、反社会的勢力はもとより、反社会的勢力と密接な関係を有する者を入れ、契約から排除していることを認識したうえで、下記の事項について説明を受け、これを了解し、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、「地方独立行政法人大牟田市立病院反社会的勢力への対応に関する要綱」に基づき貴院が行う措置（契約解除、違約金並びに損害賠償の請求、指名停止、事業者名の公表等を含む）について、一切の異議申し立てを行いません。また、第1項各号の調査・確認のため、貴院が警察等に照会することについて承諾します。

記

1次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の共有を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係に

あると認められること。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 大牟田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を再委託者としません。

4 第1項各号に該当する者を再委託者としていて、貴院から当該再委託契約の解除（当該再委託契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることが含まれます。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

<地方独立行政法人大牟田市立病院反社会的勢力への対応に関する要綱（抜粋）>

第3条 法人は、当法人の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

2 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、法人は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、応じないものとする。

3 法人は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める。

4 法人は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員、職員及び関係者の安全を確保する。

第5条 法人は、法人を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）別表第1若しくは第2に規定された法人（以下「国等」という。）である場合を除き、誓約書取付け等の方法により相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。

2 職員は、事前の確認の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義があると判断する時には、総務課長に報告する。その場合において、総務課長が必要と判断する場合には警察等への照会を行う。

3 前項の規定による確認により、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。

4 法人は、法人を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国等である場合を除き、原則として、契約書等に次の各号に掲げる条項を設けるものとする。

- (1) 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
- (2) 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項

- (3) 第1号又は第2号の規定に基づく契約解除の条項により法人が契約を解除した場合、契約の相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない条項

- (4) 第1号又は第2号の規定に基づく契約解除の条項により法人が契約を解除した場合、解除された契約の相手方は、法人に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うよう求める条項

第6条 法人は、法人を当事者とする契約の締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たり、総務課長は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行う。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて法人の信用を棄損し、又は法人の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為